平成２７年（フ）第２５号
山口県下関市豊浦町大字室津下898番地
債務者　弘中　梅夫
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
鹿児島県垂水市潮彩町３丁目４番地４　潮彩マンション西棟201
債務者　川畑弥栄美
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第７号
青森県弘前市大字中野３丁目１番地50
債務者　工藤　雅愼
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１８号
青森県青森市浪岡大字浪岡字佐野33番地４　メープルタウンＣ１－５、旧住所熊本県熊本市東区花立４丁目１番８号　マーヴェラスガーデン205
債務者　一戸　猛邦
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１７号
広島県竹原市東野町371番地２
債務者　須麻　博之
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第３０号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3725番地３　ピア武蔵ヶ丘102号
債務者　林田　満江
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４６号
熊本市南区出仲間６丁目６番77号　ＯＫハウスＡ－１号
債務者　冨安　章吾
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４９号
熊本市南区御幸木部３丁目15番36号
債務者　林田　哲也
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６４号
熊本市西区花園５丁目10番３－203号　井芹団地１棟、旧住所熊本市中央区坪井５丁目９番５号
債務者　井上　尚樹
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７０号
熊本市西区池田２丁目53番２－104号
債務者　岡本　正史
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７１号
熊本市西区出町２番23－706号、前住所熊本市中央区新町４丁目２番26号
債務者　井山　弘康
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２７号
青森市桜川６丁目８番14号　ティストニーⅡ106号
債務者　田邊幸次郎
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４６号
青森市浪館前田１丁目21番８号　伸葉荘10号
債務者　田名辺照幸
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３９号
名古屋市北区山田４丁目15番27号　市営山田北荘302号
債務者　小寺　弘子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７６号
名古屋市昭和区荒田町３丁目28番地の３　ニュー泉荘202号
債務者　杉本　涼子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７５号
長野県北佐久郡立科町大字山部96番地
債務者　加藤よし子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第４４９号
岡山市東区中尾117番　池之内ヒルズ106号、住民票上の住所岡山市東区中尾260番地
債務者　土井　隆司
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部